

（目的）

第1条 この要綱は、八王子市長（以下「市長」という。）が、文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）及び東京都文化財保護条例（昭和51年東京都条例第25号）並びに八王子市文化財保護条例（昭和52年八王子市条例第6号）（以下「条例」という。）の規定による文化財の保存及び活用等に関する事業に関し、補助金等を交付する場合において、条例及び補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（補助対象文化財、補助事業等、補助事業者等）

第2条 この補助金等の交付の対象となる文化財（以下「補助対象文化財等」という。）は、八王子市指定文化財（以下「市指定文化財」という。）及び八王子市域にある東京都指定文化財（以下「都指定文化財」という。）並びに条例第2条に定義される文化財のうち市長が保存若しくは活用等の必要を認めた文化財（以下「市長が認めた文化財」という。）とする。ただし、都指定文化財については、補助事業等を行う年度の東京都文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき補助対象事業として交付決定されるものに限るものとする。

2 この補助金等の交付の対象となる事業（以下「補助事業等」という。）は、補助対象文化財の保存若しくは活用等に関する次に掲げる事業とする。

- 一 消耗、損壊、損傷の程度が著しい補助対象文化財の保存、修理、復旧等に関する事業。
- 二 補助対象文化財を滅失、き損、亡失、盗み取られること等から防ぐための施設の設備整備に関する事業。
- 三 補助対象文化財を滅失、き損、亡失、盗み取られること等から防ぐための施設の維持管理に関する事業。
- 四 補助対象文化財の保存伝承に必要な道具等の補修整備に関する事業
- 五 広く一般に公開、活用されている補助対象文化財を常に良好な状態に保つための定期的な保守点検等に関する事業。
- 六 補助対象文化財の保存伝承若しくは普及活用に必要な記録の作成、伝承者の養成その他保存伝承普及のためにとられる措置等に関する事業。
- 七 その他、補助対象文化財の保存若しくは活用等に関する事業で、市長が認めた事業。

3 前項の規定による補助事業等に係る補助金等の交付の対象となる者（以下「補助事業者等」という。）は、市指定文化財及び都指定文化財の所有者、管理責任者、保持者（団体を含む。）及び市長が認めた文化財の保存若しくは活用等に関する事業を行う者（団体を含む。）とする。ただし、行政機関及びそれに類する団体等を除く。

（補助金等の額）

第3条 前条第2項の規定による補助事業等に係る補助金等の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ定める額（千円未満の端数は、これを切り捨てる。）とする。

- 一 前条第2項第一号及び第二号並びに第三号及び第四号に掲げる補助事業等に係る補助金等の額は、補助事業等の経費の8/10以内の額とする。ただし、補助事業等を行う年度の東京都文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき補助対象事業として交付決定される都指定文化財は、補助事業等の経費の1/10以内の額とする。
- 二 前条第2項第五号及び第六号に掲げる補助事業等に係る補助金等の額は、当該補助事業等の内容により、各々の補助事業等の経費内において定額とする。
- 三 前条第2項第七号に掲げる補助事業等に係る補助金等の額は、補助事業等の経費の5/10以内の額とする。

（交付要望）

第4条 補助事業者等が補助金等の交付の要望をしようとするときは、補助金等交付要望書（第1号様式（様式略））に、補助対象文化財等の現状及び補助事業等の内容がわかる次に掲げる書類を必要により添えて、八王子市予算の編成及び執行に関する規則（昭和39年八王子市規則第4号）第6条第1項に規定する予算に関する見積書の提出期限前20日までに市長に提出しなければならない。

ただし、市長が特に必要と認めるときは、提出期限を20日間に限って延期することができる。

- 一 見積書等の補助事業等の経費の算定根拠となる書類。
 - 二 設計仕様書又は設計図面等の補助事業等の内容がわかる書類。
 - 三 補助対象文化財等の現状がわかる写真、見取り図等
- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業等を止むを得ず市の会計年度途中において開始する場合においては、補助事業者等は、当該事業開始前なるべく速やかに、前項の規定に準じ補助金等の交付の要望を行うことができる。

(内示通知)

第5条 市長は、前条の規定による補助金等の交付の要望があったときは、補助事業等の目的及び内容が適正であり、かつ効果が期待できるか、金額の算定に誤りがないかどうか等について、当該要望に係る書類等を審査し、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査等の結果、補助金等の交付を適当と認めるときは、当該補助金等の予算措置を行い当該予算の議決後、速やかに補助金等交付内示通知書（第2号様式（様式略））により補助事業者等にその旨を通知するものとする。

(交付申請)

第6条 補助事業者等は、前条第2項の規定による内示通知を受けたときは、規則第6条第1項の規定による補助金等交付申請書（第3号様式（様式略））に事業計画書、予算書、収支計画書及び次に掲げる書類等を添えて、速やかに市長に提出するものとする。

- 一 見積書等の補助事業等の経費の算定根拠となる書類。
 - 二 設計仕様書又は設計図面等の補助事業等の内容がわかる書類。
 - 三 補助対象文化財等の現状がわかる写真、見取り図等
- 2 補助事業者等は、規則第6条第2項の規定により、補助事業等の目的及び内容により、市長が特に認めた場合には、前項に規定する申請書に添付する書類の全部又は一部を省略することができる。

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の申請を受けたときは、規則第7条第1項の規定に準じ、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査等の結果、補助金等の交付を適当と認めるときは、規則第7条第2項の規定により速やかに補助金等の交付を決定し、補助金等交付決定通知書（第4号様式（様式略））により補助事業者等にその旨を通知するものとする。

(交付条件)

第8条 市長は、条例第10条第2項及びこれを準用する条例の規定並びに規則第8条の規定により、前条の規定による交付決定に際し、補助金等に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、別紙のとおり条件を付するものとする。

- 2 前項に規定される条例第10条第2項及びこれを準用する規定は、都指定文化財及び市長が認めた文化財において、これを準用する。

(補助対象者等の責務)

第9条 補助事業者等は、規則第9条の規定のほか、次の責務を負う。

- 一 補助事業者等は、補助金等の交付の決定をした年の市の会計年度末までに補助事業等を完了しなければならない。
- 二 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業等の属する市の会計年度終了後5年間整理保存しなければならない。

(内容変更等の承認)

第10条 補助事業者等は、規則第10条第1項第一号の規定により、補助事業等の内容又は経費の配分を変更しようとするとき又は規則第10条第1項第二号の規定により、補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業等計画変更等承認申請書（第5号様式（様式略））に変更等の内容がわかる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による計画変更等承認申請を受けたときは、規則第7条第1項の規定に準じ、当該申請書等を審査し及び必要に応じて行う実態調査等により、第7条第2項による交付決定の補助金等の額を変更する必要があると認めるときは、これを変更して交付決定を行い又は第7条第2項による交付決定を中止又は廃止する必要があると認めるときは、これを中止又は廃止を決定し、

補助金等交付変更等承認通知書（第6号様式（様式略））により補助事業者等にその旨通知するものとする。

（事故報告等）

第11条 補助事業者等は、規則第11条の規定により補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び今後の当該補助事業等の遂行の見通し等を書面により市長に報告し、その処理について指示を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、1ヶ月以内に規則第12条の規定による補助事業等実績報告書（第7号様式（様式略））に事業報告書、収支精算書及び次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし市長が特に必要と認めるときは、報告期限を1月間に限って延期することができる。

一 請求書又は領収書等の写し

二 補助事業等の成果を証する書類、写真、図面等その他参考資料等

2 補助事業者等は、補助事業等の目的及び内容により、市長が特に認めた場合には、前項に規定する申請書に添付する書類の全部又は一部を省略することができる。

（補助金等の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、規則第13条の規定に準じ、実績報告書等の審査及び必要に応じて行う実体調査等によりその報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及び通知に付した条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書（第8号様式（様式略））により補助事業者等にその旨を通知するものとする。

（是正のための措置）

第14条 市長は、前条に規定する審査及び調査等の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及び通知に付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等について、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第12条の規定は、前項の命令により補助事業者等が必要な措置をした場合について準用する。この場合において、同条中「1月以内に」とあるのは「直ちに」と読み替えるものとする。

（交付決定の取り消し）

第15条 市長は、補助事業者等が条例第11条第1項の各号の一及びこれを準用する条例の規定並びに規則第15条第1項の各号の一に該当した場合には、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、規則第15条第2項の規定により、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、規則第15条第3項の規定により、第1項の規定による取り消しをしたときは、速やかに補助金等交付取消通知書（第9号様式（様式略））により補助事業者等にその旨を通知するものとする。

（補助金等の返還）

第16条 市長は、前条の規定により、補助金等の交付決定を取り消した場合又は第13条の規定により補助金等の額を確定した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分又は確定額を超える補助金等に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第17条 条例第13条第1項及びこれを準用する条例の規定により、補助事業者等が補助事業等を行った市指定文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金等の額の合計額から当該補助事業等が行われた後当該補助対象文化財の保存及び活用等のため補助事業者等の費した金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金等の額」は、条例第13条第2項及びこれを準用する条例の規定を準用する。

3 市長は、条例第13条第3項の規定及びこれを準用する条例の規定により、補助事業等が行われた後、当該市指定文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、第1項の規定により納付すべき金額の全部又は一部を免除することができる。

4 前三項の規定は、都指定文化財及び市長が認めた文化財について、これを準用する。

附 則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

別紙

交付の条件

- 1 補助金等の交付は次のとおり行う。
第○回 ○月 ○○○円、
- 2 補助金等の交付決定の内容及びこの交付の条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等を他の用途へ使用しないこと。
- 3 補助事業等に係る予算の執行の適正を図るため、補助事業等に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要があると認めたときは、提示又はその内容を報告すること。
- 4 市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じること。
- 5 補助事業等に係る収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業等の属する市の会計年度終了後5年間整理保存しなければならない。
- 6 補助金等の交付の決定をした年の市の会計年度末までに補助事業等を完了しなければならない。
- 7 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合は、市長の承認を受けること（軽微なものは除く。）。
- 8 補助事業等を中止し、又は廃止する場合において、市長の承認を受けること。
- 9 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合において、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 10 補助事業等が完了したときは1ヶ月以内に実績報告書等を市長に提出すること。
- 11 市長は、10により実績報告を受けた場合、これを審査し、又は必要に応じて実態調査等を行い、補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容及びこの条件に適合しないと認めたときは、是正のための措置を命ずることがある。
- 12 市長は、次のアからエまでの一に該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
イ 補助金等を他の用途に使用したとき。
ウ 補助金等の交付決定の内容及びこの条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
エ 前各号のほか、補助金等の交付の手續等に関する規則及び法令に違反したとき。
- 13 12により補助金等の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等を受領しているときは、市長の指示するところにより、取り消された補助金等の額を返還すること。
- 14 補助事業等を行った補助対象文化財を有償で譲り渡した場合において、当該補助金等の額の合計額から当該補助事業等が行われた後、補助対象文化財の保存及び活用等のため補助事業者等の費した金額を控除した金額を市に納付すること。
- 15 補助事業等が行われた後、当該補助対象文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、14により納付すべき金額の全部又は一部を免除することがある。